道路書號手號電

作成了二元アル

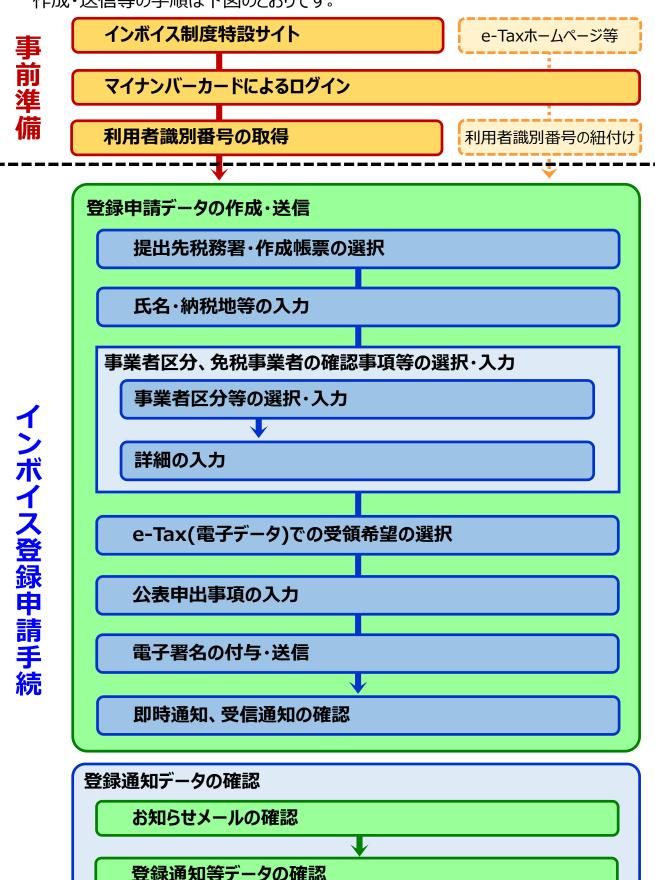
~ e-TaxV/フト(WEB版(スマートフォン・タスレット利用))ver. ~



令和6年5月 国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

1 e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用の場合のフローチャート

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請データ」といいます。)の作成・送信等の手順は下図のとおりです。



2 e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))のご利用に当たって

(1) e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))でできること

e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用の場合、「登録申請データ」の「作成」、「送信」及び「登録通知データ(適格請求書発行事業者として登録後に登録番号や氏名等の公表情報が記載された通知書)の内容確認」(※)等の登録申請に関する手続をe-Taxで行うことができます。

なお、登録申請データは、**画面遷移に従って入力していくことで、自動で入力に必要な 項目のみが表示されますので、**便利でスピーディーに登録申請データの作成が可能です。

ただし、登録申請データの送信に当たっては、「電子証明書」が必要となりますので、事前にマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 登録通知データをe-Taxソフト(WEB版)で確認するためには、登録申請データ作成時に登録通知を e-Tax(電子データ)で受領することを希望する必要があります。

(2) 作成可能手続

e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))では、以下の手続が作成可能です。

手続名

適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書

適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

(注) 国外事業者の方及び法人の方は、e-Taxソフト(WEB版)をパソコンからご利用ください。

なお、登録申請データの作成・送信と同時に、

- · 「消費稅課稅事業者選択届出書」
- · 「消費税簡易課税制度選択届出書」

の作成・送信をお考えの場合、スマートフォン・タブレットからご利用のe-Taxソフト(WEB版) では、作成・送信ができませんので、別途、e-Taxソフト等での作成・送信が必要になること にご注意ください。

(3) 利用可能時間

火曜日~金曜日	24時間
月・土・日・休祝日、休祝日の翌稼働日	8時30分~24時
12月29日~1月3日	休止

詳細は、「e-Taxの運転状況・利用可能時間」をご確認ください。

(4) 推奨環境

スマートフォン・タブレットからe-Taxソフト(WEB版)をご利用する場合は、以下のOS/ブラウザを推奨環境(国税庁において動作を確認した環境)としています。

機種	os	バージョン	ブラウザ
Android	Android	Android OS 11.0~14.0	Google Chrome
iPhone	iOS	iOS 15.7 iOS 16.6 iOS 17.0	iOS Safari
iPad	iPadOS	iOS 15.7 iOS 16.6 iOS 17.0	iPadOS Safari

上記OS/ブラウザを利用した場合であっても、端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく動作しない可能性があります。特に画面の描画崩れは一部の機種で発生する場合があります。

また、ご利用の端末のOSバージョン、ブラウザ等の確認方法は機種により操作が異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。

詳細は、「利用環境の確認」をご確認ください。

(5) ご利用に当たっての注意事項

- ① ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンを使用すると、入力内容が消えてしまうおそれがありますので、ブラウザのボタンは使用せず、必ず画面内のボタン、リンクをご使用ください。
- ② ログアウトを行わずにタブ(ブラウザ)を閉じる(ブラウザの×をタップする。)と、再度ログイン しようとした際に、二重ログインエラーが表示されログインできなくなる場合があります。その ため、操作を終了する場合は、必ず画面上の「ログアウト」ボタンをタップしてください。

3 登録申請データの作成・送信

次の個人事業者がe-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用して、登録申請データの作成・送信を行うこととした場合の画面遷移は次のとおりとなります。

マイナンバーカード:取得済み 事業者区分:免税事業者(新規開業ではない)

e-Taxの利用:初めて 消費税法違反:該当なし

氏 名:国税 太郎(コクゼイ タロウ) 相続による事業の承継:該当なし

生年月日:昭和55年12月31日 登録通知:e-Tax(電子データ)による受け取りを希望

住 所:東京都千代田区霞が関3-1-1 納税管理人:定める必要なし

事業内容:小売業 登録希望日:なし(翌課税期間の初日から登録を受

電話番号:03-3581-4161 けることを希望)

<画面説明の凡例>

使用項目	説明	
	次の画面に進むための必要なボタン等を示したもの。	
	入力・選択・チェック等が必要な項目を示したもの。	
	青枠のうち、自動表示(別画面での入力情報を反映)される項目を示したもの。	
	入力は任意であるが、便利機能として示したもの。	
	表示項目の説明事項を示したもの。	
	画面遷移における参考事項を示したもの。	









- ① 国税庁ホームページの「インボイス制度特設 サイト」(**)の「申請手続」をクリックします。
 - ※「インボイス制度特設サイト」には、上記の ほか、インボイス制度の概要、説明会の案 内及びFAQ等を掲載しています。



ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる

/ 税目別情報 / 消費税

/ 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(インボイス制度)

/ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

/ 申請手続

申請手続

•

e-Taxによる登録申請手続

登録申請手続等は、「e-Taxソフト」のほか、 スマートフォンやタブレット、パソコンから 「e-Taxソフト(WEB版)」により行うことができ ます。

「e-Taxソフト(WEB版)」による申請については、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひ、e-Taxをご利用ください!

詳細は、「登録申請手続におけるe-Tax対応の概要/PDF328KB」をご確認ください。

【事前に準備が必要なもの】

- 電子証明書(マイナンバーカード等)
- 利用者識別番号等(※)
- ※ 「e-Taxソフト(WEB版)」で取得すること も可能です。

【e-Taxソフト(WEB版)】

e-Taxソフト(WEB版)を利用して登録申請手続を行う場合は、以下のリンクからご利用できます。 e-Taxソフト(WEB版)は、個人の方、法人の方でログイン画面が異なりますので、該当する方を選択の上、ログインして下さい。

- ► e-Taxソフト (WEB版) 個人の方
- ► <u>e-Taxソフト(WEB版)法人の方</u>

※ e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットでご利用の方は、国内の個人事業者の方のみに限ります。

:

[e-Taxソフト(WEB版)個人の方] をクリックします。

※ e-Tax(WEB版)をスマートフォン・タブレットでご利用の方は、国内の個人事業者に限ります。

P 6 以降の画面操作におけるお問い合わせについては、 次の窓口で受け付けています。

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

O e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901 (ナビダイヤル (有料)) 受付時間 9:00~17:00 (土日祝及び年末年始を除く。)

<マイナンバーカードに関するお問い合わせ>

〇 マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178 (無料) 受付時間 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始除〈。)



マイナンバーカード
マイナンバーカードの読み取り >
タブレット端末の方はごちら ご



② e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレット からご利用の場合のトップ画面が表示されます。

スマートフォンの場合は、[マイナンバーカードの読み取り]をタップしてください。

(参考) マイナポータルのインストール

以降の手続には、Android 端末の方はGoogle Play、iPhoneの方はApp Storeから「マイナポータル」のインストールが必要となります。





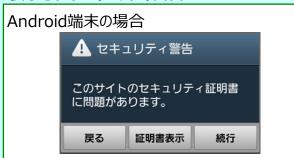
タブレットの場合は、[タブレット端末の方はこちら] をタップし、以下の画面からマイナンバーカードの読み取りを行ってください。

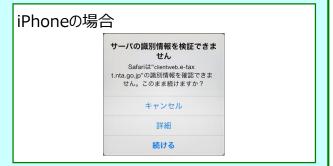


(参考) ルート証明書のインストール

e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用の場合、トップ画面遷移時に以下のセキュリティ警告が表示される場合がありますが、その際には、<u>e-Taxホームページ</u>から<u>ルート証明書をインストールしてください。</u>

<表示されるセキュリティ警告>





<対応方法>

e-Taxホームページ右 上の「メニュー」をタップし ます。 [サイトマップ]をタップします。

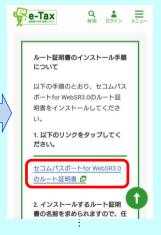
[各種ソフト・コーナー]から[ルート証明書のインストール]をタップします。

表示された画面案内に 従い、インストールを実 施してください。

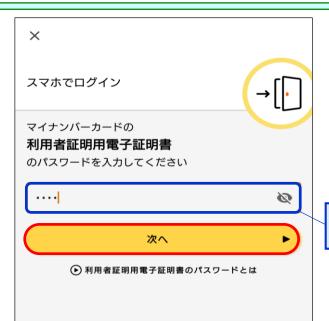








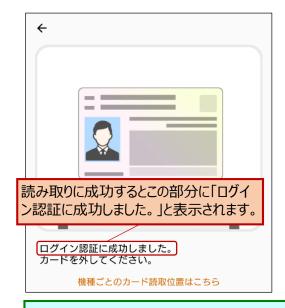
※ ルート証明書のインストール 後もセキュリティ警告が表示が出続ける場合がありますので、その場合は端末の再起動を実施してください。



(ここからの画面はマイナポータルが自動で起動します。)

③ パスワード入力画面が表示されます。 [マイナンバーカードの利用者証明用電子証明 書のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。

パスワードを入力することで[次へ] が選択可能となります。



4 スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの 読み取りが完了すると、「ログイン認証に成功しま した。」と表示されます。 マイナンバーカードをスマートフォンから外してくださ

U₀

(参考) 1 自動でe-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らない場合

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らず、別画面が表示された場合、その際は、ブラウザの一覧 を表示し、e-Taxソフト(WEB版)を選択してください(画面はAndroid端末です)。

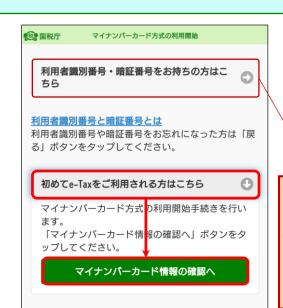


ブラウザの一覧の中 からスマホ版の画面 を選択してください

(参考) 2 過去にマイナンバーカード方式について登録済の場合 利用者情報の登録が完了している方

⇒
⑤の画面から確認ください。

(⑤~⑭の画面には表示されません。)



(ここから、e-Taxソフト(WEB版)の画面に自動で戻ります。)

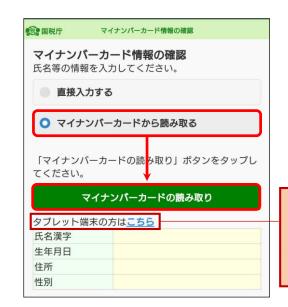
⑤ マイナンバーカード方式を利用開始するための画面 が表示されます。

「初めてe-Taxをご利用される方はこちら]をタップ後 に[マイナンバーカード情報の確認へ]をタップします。

(参考) 既に利用者識別番号をお持ちの場合

「利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら〕から、利 用者識別番号及び暗証番号等を登録してください。

(注) 既に利用識別番号をお持ちの方が新たに利用者識別番 号を取得すると、以前使用していた利用者識別番号は利 用できなくなります(⑪の画面にも記載あり。)。



⑥ マイナンバーカード情報の確認画面が表示されます。

[マイナンバーカードから読み取る]を選択し、[マイナンバーカードの読み取り]をタップします。

(参考) タブレット端末をご利用の場合

タブレット端末をご利用の場合は[こちら]をタップすることで、2次元バーコードが表示されます。

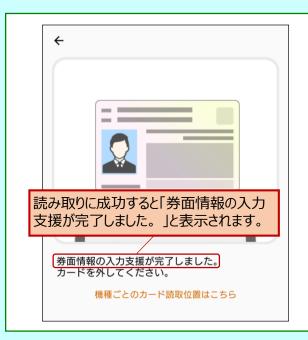
スマートフォンでの読み取り方法は⑦~⑧の画面と同様です。



(ここからの画面はマイナポータルが自動で起動します。)

⑦ パスワード入力画面が表示されます。 [マイナンバーカードの券面事項入力補助用のパスワード](4桁)を入力し、「次へ]をタップします。

パスワードを入力することで[次へ] が選択可能となります。

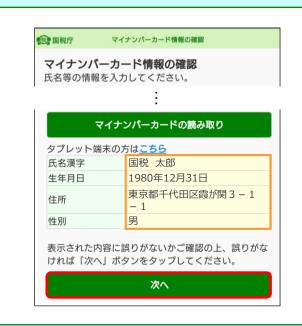


⑧ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの 読み取りが完了すると、「券面情報の入力支援が 完了しました。」と表示されます。 マイナンバーカードをスマートフォンから外してくださ

マイナンバーカードをスマートフォンから外してくださ い。

(参考) 自動でe-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らな い場合

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らず、別画面が表示された場合、その際、ブラウザの一覧を表示し、e-Taxソフト(WEB版)を選択してください。



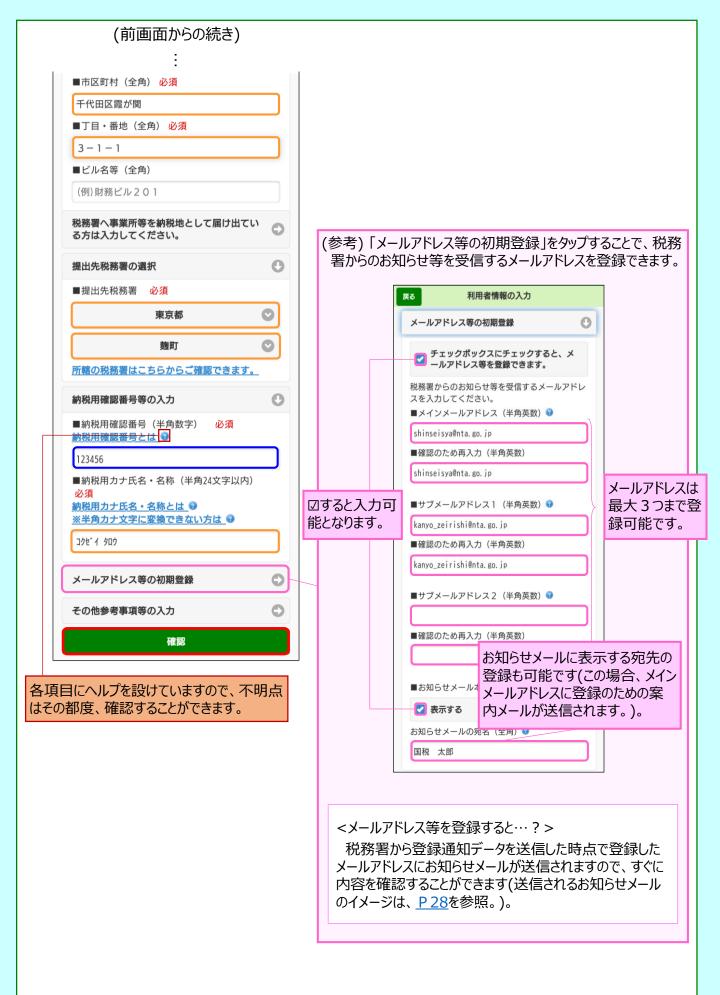
(このあと、e-Taxソフト(WEB版)の画面に自動で戻ります。)

⑨ マイナンバーカード情報が反映されます。表示された内容をご確認のうえ、[次へ]をタップします。



⑩ 利用者情報の詳細を入力する画面が表示されます。

⑨で入力した事項以外を入力し、[確認]をタップします。



既に利用者識別番号を取得されている方へ

新たにマイナンバーカード方式の利用開始手続きを行った方は、今までの利用者識別番号はご利用できなくなりますので、申告書等の送信結果をお知らせしている「メッセージボックス」の内容確認等もできなくなります。

:

後日、税務署から利用者識別番号等の通知書を郵送いたします(提出期限が間近の場合は、書面による申告書等の提出をご検討ください。)。

※ このメッセージは確認のため、すべての方に 表示しています。

OK

① 利用者識別番号を新たに発行することについての注意メッセージが表示されます。 内容をご確認のうえ、[OK]をタップします。

既にe-Taxを利用している場合には、従来利用していた利用者識別番号に係る情報の確認が行えなくなるため注意が必要です。

※ 過去に利用者識別番号を取得しただけであれば 新たに取得したとしても特段の問題は生じません。

入力内容の確認

入力内容の確認

以下の内容で間違いなければ、『送信』ボタンをタップしてください。

内容を訂正する場合には『訂正』ボタンをタップして ください。

提出年月日	令和6年1月4日
氏名(フリガナ)	コクゼイ タロウ
氏名	国税 太郎
生年月日	昭和55年12月31日
性別	男
電話番号	03-3581-4161
職業(事業内容)	小売業
郵便番号	100-0013
住所	東京都千代田区霞が関3-1- 1
事業所等の所在地(郵 便番号)	
事業所等の所在地(住 所)	
事業所等の所在地(電 話番号)	
提出先税務署	麹町税務署
納税用確認番号	123456
納税用カナ氏名・名 称	コクセ゛イ タロウ
メインメールアドレ ス	shinseisya@nta.go.jp
サブメールアドレス l	kanyo_zeirishi@nta.go.jp
サブメールアドレス 2	
お知らせメールの宛 名表示区分	希望する
お知らせメールへ表 示する宛名	国税 太郎
整理番号	
参考事項	

※納税用確認番号は大切に保管してください。
※送信する前に、この画面をスクリーンショット等で保存することをお勧めします。

訂正する場合は、『訂正』ボタンをタップしてくださ い。

送信

訂正

② 入力内容を確認する画面が表示されます。内容に誤りがなければ、[送信]をタップします。(修正すべき内容があれば、[訂正]をタップして修正を行います。)

利用者識別番号の通知希望確認

「送信」ボタンをタップすると、マイ ナンバーカード方式の登録が完了しま す。これは、開始届出書を送信したこと と同じ意味を持ちます。

③ 利用者識別番号の通知希望を確認するメッセー ジが表示されます。

通知希望をご確認のうえ、[OK]をタップします。

利用者識別番号の通知を希望す

利用者識別番号の通知を希望 「OK」πしない場合は☑を外します。 れます。

OK

(参考) 利用者識別番号について

「マイナンバーカードによるログイン」は、利用者識別番 号の入力は不要ですが、電子納税や税理士への依頼 等を予定している場合は、利用者識別番号が必要に なりますので、通知を希望することをお勧めします。

選 国税庁 送信結果

送信結果

送信された内容を受け付けました。 受付番号:20240104133044165119 提出年月日:令和6年1月4日

提出先 麹 町 税務署 国税 太郎 様

利用者識別番号 9999888877776666

次へ

④ 送信結果が表示されます。 [次へ]をタップします。

(参考) 利用者識別番号について

必要に応じてこの画面はスクリーンショット等で保存し てください。

e-Tax

[→ ログアウト

国税太郎 様 ログイン中

(15) メインメニューが表示されます。 「申請・納付手続を行う]をタップします。

申告・申請・納付



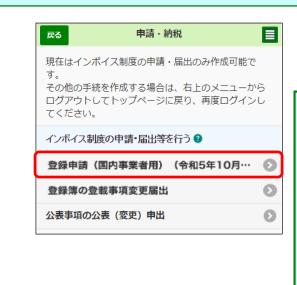
確定申告を行う

所得税、贈与税、個人消費税等の申告書を作成できます



申請・納付手続を行う

源泉所得税、法定調書等の申請及び納税証明書の交付請求 を行うことができます

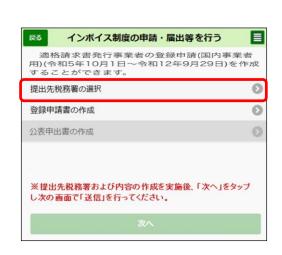


⑩ 作成する手続を選択する画面が表示されます。 [登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日~令和12年9月29日)]をタップします。

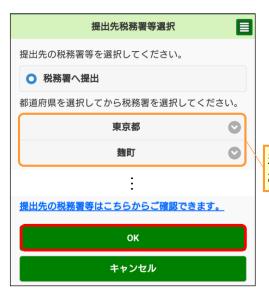
(参考)インボイス制度特設サイト以外から利用した場合 作成手続の選択画面において、インボイス関係の手続以 外も表示されます。





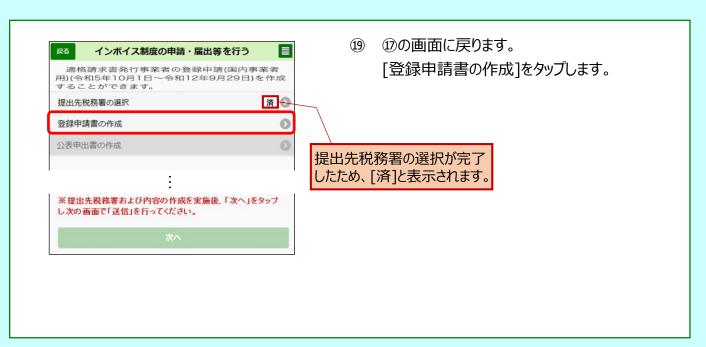


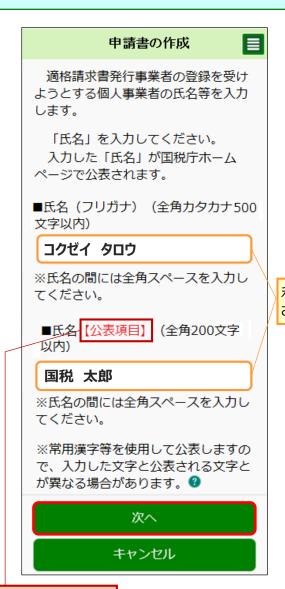
① 作成帳票を選択する画面が表示されます。「提出先税務署の選択」をタップします。



銀 提出先税務署を選択する画面が表示されます。 表示された提出先税務署に誤りがなければ、 「OK]をタップします。

利用者情報が初期表示されます。

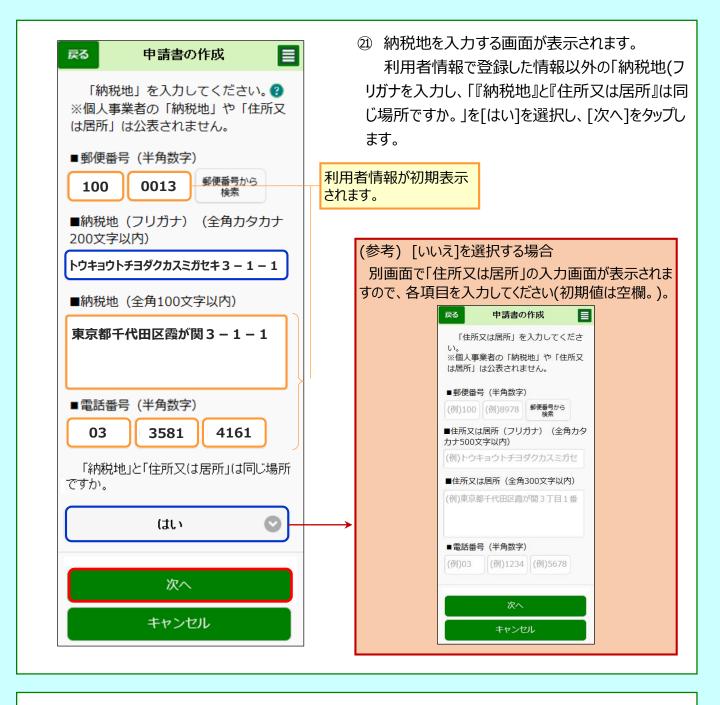




② 「氏名」の入力画面が表示されます。 「氏名(フリガナ)」及び「氏名【公表項目】」に表示された内容をご確認のうえ、誤りがなければ、 「次へ]をタップします。

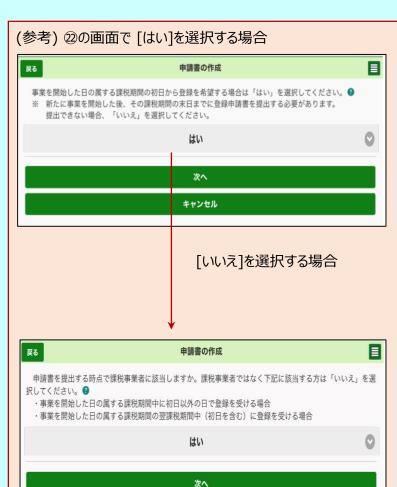
利用者情報が初期表示されます。

公表項目は、<mark>赤字</mark> で明示されます。





② 新たに事業を開始した個人事業者かどうかを選択する画面が表示されます。 該当しないため [いいえ]を選択し、[次へ]をクリックします。



キャンセル

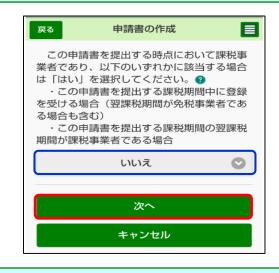
事業を開始した日の属する課税期間の 初日から登録を希望するかどうかの確認 画面が表示されます。

希望する場合は[はい]を選択の上、[次へ]をクリックし、表示された次画面で課税期間の初日を入力してください(次画面で [次へ]をクリックすると⑩の画面へ遷移します。)。

申請書を提出する時点で課税事業者 に該当するかどうかの確認画面が表示されます。

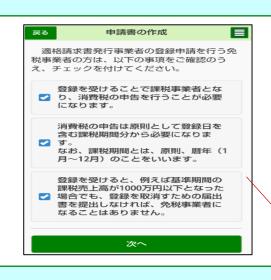
該当する場合は[はい]を選択の上、[次へ]をクリックしてください(⑩の画面へ遷移します。)。

該当しない場合は[いいえ]を選択してく ださい(②の画面へ遷移します。)。



② 申請書を提出する時点において課税事業者か等の確認画面が表示されます。 免税事業者であるため [いいえ]を選択し、「次へ]をクリックします。

(参考) 該当する場合は[はい]を選択してください(30の画面へ遷移します。)。



- ② 免税事業者が登録を受けることにより、発生する義務などの確認事項が表示されます。 確認後、確認欄に図し、[次へ]をクリックします。
- ・ 消費税の申告を行う必要がある
- ・ 申告は登録日を含む課税期間から必要
- ・ 適格請求書発行事業者となった場合に免税事 業者の規定の適用はないこと

の旨の説明が表示されています(全てチェックしないと 次画面に遷移できません。)。

戻る

申請書の作成



この申請書を提出する時点において免税事業者であり、以下のいずれかに該当する場合は「はい」を選択してください。 ②

- ・この申請書を提出する課税期間の翌課税 期間が課税事業者である場合(消費税課税事 業者選択届出書を提出している場合も含む)
- ※ただし、当課税期間において登録を希望する場合には、「いいえ」を選択してください。
- ・この申請書を提出する課税期間の翌課税 期間の初日から登録を受ける場合
- ・この申請書を提出する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できないため、翌課税期間の途中から登録を受ける場合

はい



② 翌課税期間の初日から登録を希望する か等の確認画面が表示されます。

翌課税期間の初日から登録を希望する ため「はい]を選択し、「次へ]をクリックします。

(参考) [いいえ]を選択する場合

戻る

申請書の作成



 $1 \sim 3$ をご確認のうえ、以下の項目を入力してください。3

- ※ 登録を受けることで、課税事業者とな り、消費税の申告が必要となります。
- 消費税の申告は原則として登録日を含む 課税期間分から必要となります。

※ 登録希望日が令和5年10月1日を含まない課税期間の場合、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません

- 1 登録希望日は、提出日から15日以降の 日を入力してください。
- 2 登録希望日を含む課税期間の基準期間が終了している必要があります。
- 3 登録希望日を含む課税期間が免税事業者 である必要があります。

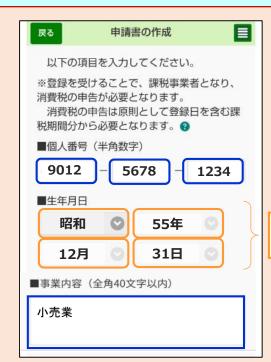
(下にスクロール)



登録希望日の入力画面が表示 されます。

登録希望日を入力し、[次へ]を クリックします(次ページの上部の 画面へ遷移します。)。

※ 登録希望日は提出日から15 日以降の日を入力してください。



免税事業者が申請する際に入力が必要な 画面が表示されます。

表示された「生年月日」を確認し、[個人番号]及び[事業内容]を入力し、 [次へ]をクリックします。

利用者情報が初期表示されます。

(お願い) 個人番号の入力について

免税事業者の方は、個人番号の入力が必要ですので、入力漏れがないようご注意ください(入力がない場合は登録申請データの処理に時間を要することもあります。)。

留意事項

免税事業者の方が、経過措置の適用を受けない場合、課税期間(原則、事業年度)の初日から登録を受けることになります。

この場合、課税事業者となる必要がありますので、「消費税 課税事業者選択届出書」の提出が必要です。「消費税課税事業 者選択届出書」を提出していない場合には、別途、e-Taxソフト等を利用して作成・提出してください(この画面から作成す ることはできません)。

なお、免税事業者の方が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出する必要があります。

※ 登録申請書の提出が翌課税期間の初日から起算して15日 を経過した後に提出された場合には、課税期間の末日までに

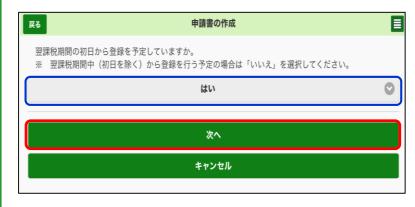
「消費税課税事業者選択届出書」を提出することで、翌課税期 間において「登録日」から適格請求書発行事業者となります。

免税事業者の方の経過措置適用

翌課税期間初日から登録を受ける場合の提出期限

οĸ

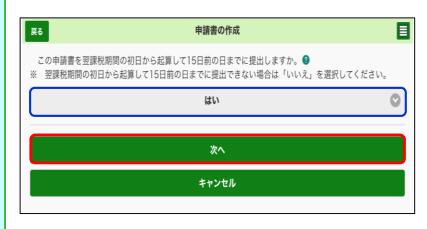
- ⑩ 課税期間の初日に登録を受ける場合の留意事項が表示されるので、内容を確認し [OK]をクリックします。
- ※ 「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。提出していない場合には、別途、e-Taxソフト等を利用して作成・提出してください(この画面から作成することはできません。)。
- ※ 画面上の以下の文言をクリックすることで、それぞれの詳細が表示されます。
 - 免税事業者の方の経過措置適用
 - 翌課税期間初日から登録を受ける場合の提出期限



② 翌課税期間の初日から登録 を予定しているかの確認画面が 表示されます。

> 翌課税期間の初日から登録 を希望するため[はい]を選択し、 「次へ]をクリックします。

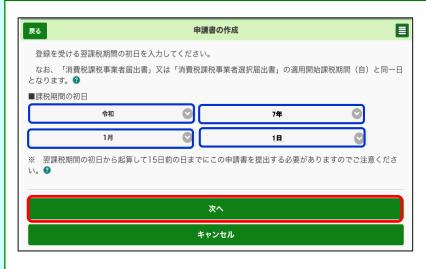
希望しない場合は[いいえ]を 選択してください(⑩の画面へ 遷移します。)。



② 申請書を翌課税期間の初日 から起算して15日前の日までに 提出するかの確認画面が表示されます。

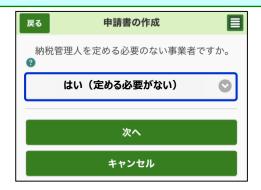
[はい]を選択し、[次へ]をク リックします。

※ 翌課税期間の初日から起 算して15日前の日までに提出で きない場合は、[いいえ]を選択 してください(30の画面へ遷移し ます。)。



- ② 登録を受ける翌課税期間の 初日を入力し、[次へ]をクリック します。
- ※ 通常、個人事業者の場合は 1月1日課税期間の初日に該 当します。

(詳細は<u>ヘルプ(?マーク)</u>を 参照願います。)



③ 納税管理人を定める必要のない事業者かの確認画面が表示されます。

納税管理人を定める必要がない場合は、 「はい]を選択して、「次へ]をクリックします。

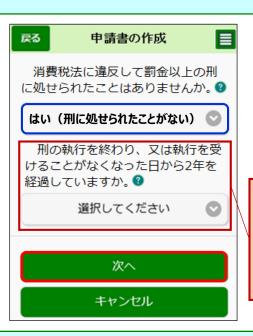
【[いいえ(定める必要がある)]を選択する場合】 今後出国するなど、国内に住所を有しないことになる場合に 選択してください。

(参考) [いいえ(定める必要がある)]を選択する場合

納税管理人の届出をしているかの確認画面が表示されますので、届出をしている場合は、「消費税納税管理人届出書の提出日」を入力します。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。





③ 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうかの確認画面が表示されます。 [はい]を選択して、「次へ]をタップします。

-[いいえ]を選択した場合には、刑の執行が終わる、若しくは、 執行を受けることがなくなって 2 年を経過しているかどうかの確 認メッセージが表示されます。

この画面における選択がいずれも[いいえ]となった場合、送信された登録申請は拒否されることがあります



② 「適格請求書発行事業者の事業承継」についての確認画面が表示されます。

相続により事業を承継していない ため、[いいえ]を選択して、[次へ]を クリックします

○ 適格請求書発行事業者の死亡届出書に関する事項の入力



(参考) [はい]を選択した場合、 別画面で「適格請求書発行事業 者の死亡届出書」及び「被相続 人」の詳細を入力する画面が表示 されますので、各項目を入力してくだ さい。

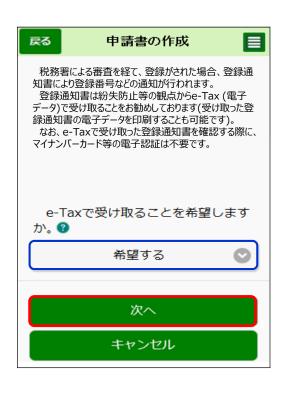
〇 被相続人に関する事項の入力





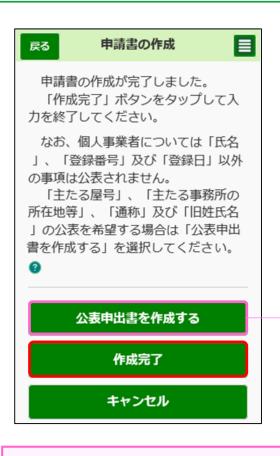
③ 「その他事項の入力」画面が表示されます。 参考として入力すべき事項があれば、入力したう えで[次へ]をタップします。

なければ空欄のまま、「次へ]をタップします。



② 登録通知データの受領方法について電子データ で受け取るかどうかの希望の確認画面が表示され ます。

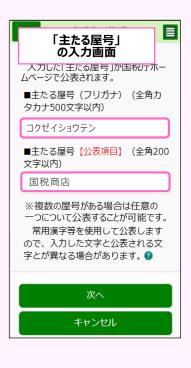
[希望する]を選択し、[次へ]をタップします。

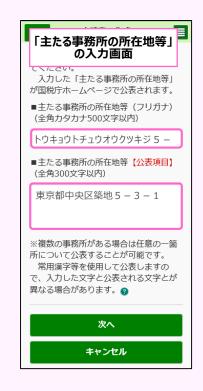


③ 登録申請書の作成完了画面が表示されます。 [作成完了]をタップします。

(参考) [公表申出書を作成する]を選択した場合

「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などを入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。





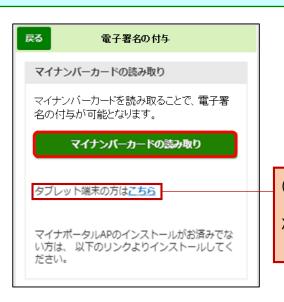


⑨ ⑩の画面に戻ります。 「次へ」が選択可能となっているため、[次へ] を タップします。

作成が完了すると、「済」と表示され、「次へ」及び「公表申出書の作成」が選択可能となります。 公表申出書の作成を同時に行った場合は、「公表申出作成」部分も同じく「済」と表示されます。



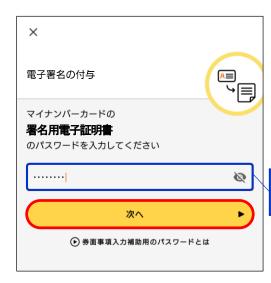
③ 送信を行うための画面が表示されます。 「電子署名の付与]をタップします。



③ マイナンバーカードの読み取り画面が表示されます。

[マイナンバーカードの読み取り]をタップします。

(参考) タブレット端末をご利用の場合 タブレット端末をご利用の場合は[こちら]をタップすることで、2 次元バーコードが表示されます。



(ここからの画面はマイナポータルが自動で起動します。)

③ 署名用電子証明書のパスワードを入力するための画面が表示されます。

[署名用電子証明書のパスワード](英数字6~16桁)を入力し「次へ]をタップします。

パスワードを入力することで[次へ] が選択可能となります。

い。



④ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの 読み取りが完了すると、「電子署名の付与を完了 しました。」と表示されます。 マイナンバーカードをスマートフォンから外してくださ

(参考) 自動でe-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らな い場合

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らず、別画面が表示された場合、その際、ブラウザの一覧を表示し、e-Taxソフト(WEB版)を選択してください(4参考1参照)。



(ここから、e-Taxソフト(WEB版)の画面に自動で戻ります。)

④ ③の画面に戻ります。「送信」が選択可能となるため、[送信]をタップします。

電子署名件数が「0件」 から「1件」に変わります。



④ 送信が完了すると、即時通知が表示されます。 即時通知は、登録申請データの審査を行っている段階であるため、[受信通知の確認]をタップします。

(参考) 即時通知のメール転送

即時通知の画面は再表示ができないため、メールへ転送して保存しておくことをお勧めします(以下の画面は表示例です。)。





⑤ 「受信通知」が確認できれば、登録申請データの 作成・送信が完了となります。

~ 登録通知データの確認 ~

登録したメールアドレスに登録通知データが格納されたことをお知らせするメールが送信されます。 登録通知データの確認方法は、「<u>登録に係る登録通知データ確認マニュアル</u>」をご確認ください。

(件名)

税務署からのお知らせ(国税 太郎様)【適格請求書発行事業者の登録申請に関するお知らせ】

(メール文章)

国税 太郎様

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。

ご提出された適格請求書発行事業者の登録申請について、処理状況をご連絡します。

e-Taxの利用可能時間内に、e-Taxホームページからログインの上、「通知書等一覧」よりご確認いただけます。

〇 注意事項

•e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認ください。

※ 本メールは、e-Tax(国税電子申告・納税システム)にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元:国税庁

Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.